


名古屋市事業者システムと国保連簡易入力システムとの操作方法の相違点

No	項目	内容
1	食費等の実費負担額の入力 ・施設入所支援	<p>事業者システム：「93 事業者情報管理」画面【図1】で登録した値が「03 提供実績管理」画面に反映</p>  <p>簡易入力システム：「サービス提供実績記録票入力」画面【図2】に直接入力</p> 
2	提供実績入力 ・日中活動系サービス ・入所系サービス	<p>事業者システム：1行ごと作成</p>  <p>簡易入力システム：初期表示で当該月の全行が表示される。自動明細作成時に本体報酬等の算定回数が適切かどうか確認する。</p> <p>入所系：本体報酬を算定しない日は「サービス提供の状況」に「入院」等の情報を適切に入力する。</p> <p>日中活動系：本体報酬を算定しない日は「開始時間」「終了時間」を入力しない。</p> 

3 入院時支援特別加算

- CH, GH
- 施設入所支援

事業者システム：直接入院時支援特別加算の「1」か「2」か指定する。

簡易入力システム：入院時支援特別加算欄の提供回数に入力されている日数に応じて、明細書情報自動作成機能にて入院時支援特別加算の「1」か「2」かが作成される。

⇒このため、入院日数以外の要件（例：入院時の病院への訪問回数）では「1」の要件しか満たさない場合には、「明細書入力」画面で直接算定コードの修正を行わなければならない。

4 受給者情報入力
• 利用者負担

簡易入力システム：利用者負担額をはじめ、受給者情報に履歴（適用期間）を設定して登録することができる。

【利用者負担上限月額】画面

所得区分については以下のように入力する。（療養介護は除く）

	負担上限月額	所得区分
①	0円	生活保護 または 低所得1（非課税世帯）
②	9,300円（ただし③を除く） 4,600円	一般1
③	9,300円 （GH、CH、宿泊型自立訓練の利用者）	一般2
④	18,600円 37,200円	一般2

5 明細書情報作成
・集計情報

利用者負担が有りの利用者に、同一事業者で複数のサービス提供を行う場合には明細書の「調整後利用者負担額」を記載する必要がある（両サービスの1割負担額が上限月額を超過する場合に限る）。

事業者システム：自動作成

簡易入力システム：直接入力を行う。

上記のように、1割相当額が大きいものから優先して、上限額に達するまで配分していく。


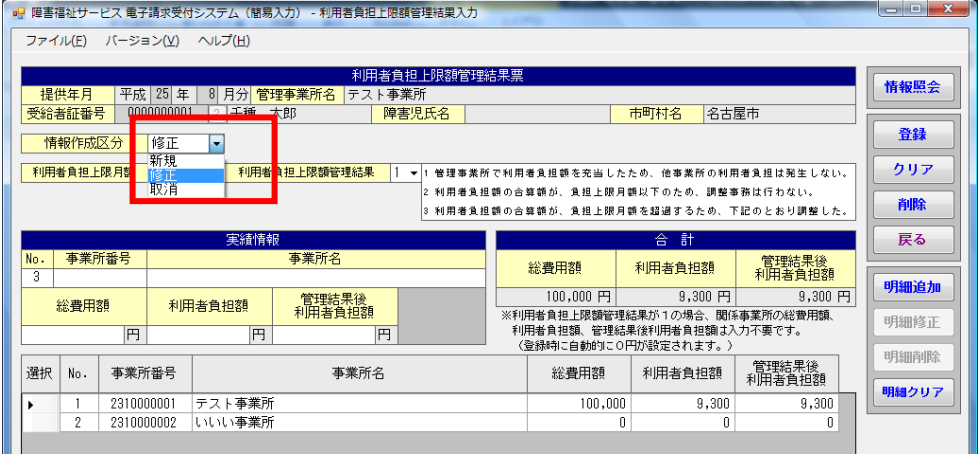
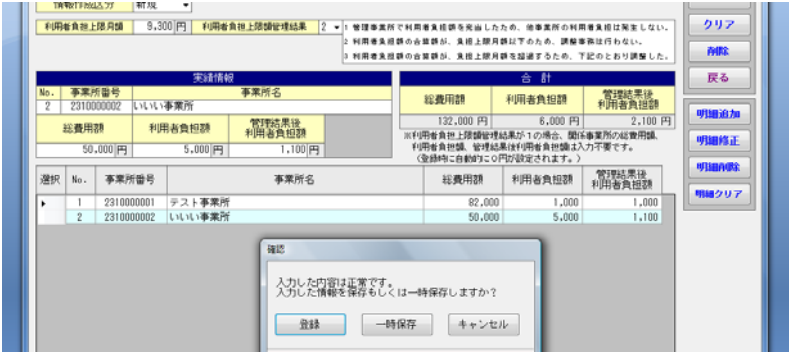
例	サービス種類	1割相当額	調整後利用者負担額
①	居宅介護	9,300円	9,300円
	重度訪問介護	9,300円	0円
②	居宅介護	8,300円	8,300円
	重度訪問介護	6,300円	1,000円

6 上限管理加算の算定

事業者システム：「03 請求明細管理」画面で管理結果の選択をすると明細欄に自動で上限管理加算のコードが追加される。

簡易入力システム：請求明細書自動作成確認時に当該加算を入力。

⇒このとき、1事業者で複数のサービスを提供する場合には、複数の上限管理加算が選択できてしまうが、算定できるのは1回分であるため、任意のコードを1つ選択し、複数算定しないよう注意する。

7	<p>上限管理結果表情報（新規、修正、取消）の選択</p>	<p>事業者システム：「12 国保連データ」の上限管理結果表データの対象者抽出画面にて選択</p>  <p>簡易入力システム：「利用者負担上限額管理結果票入力」画面で選択</p> 
8	<p>上限額管理結果票の作成</p>	<p>簡易入力システム：自動計算ではないため、管理結果後利用者負担額を直接入力する必要がある。その際、管理結果が「2」で、「管理結果後利用者負担額」が利用者負担上限月額を超過しない場合は、当該額と利用者負担との関係が不正であっても、エラーメッセージなく登録できてしまうので、入力誤りのないように注意する。</p> 
9	<p>帳票作成機能 ・代理受領額通知書 ・領収書作成機能 ・利用者負担額表</p>	<p>簡易入力システム：作成機能なし。 ⇒別途、簡易な方法で帳票の作成が可能となるような対応を検討しております。詳細は、後日通知させていただきます。</p>
10	<p>契約内容情報の登録</p>	<p>事業者システム：全サービスについて契約内容情報の登録が必要 簡易入力システム：登録が不用のケースあり</p>
11	<p>補足給付が0円の場合の実費の入力</p>	<p>事業者システム：「提供実績管理」の実費入力が可能 簡易入力システム：「実費算定額」欄は入力不可。</p>